



入院時生活療養費の標準負担額が変更 10月1日より

65歳以上の高齢者が、医療法上の療養病床に入院した場合の食費及び居住費については、入院時生活療養費が給付されているが、患者負担部分として患者の所得状況等により標準負担額を徴収する。生活療養標準負担額が、本年10月より一部変更となる。

生活療養標準負担額は、食費(1食毎)と居住費(1日毎)に分かれており、10月より変更となるのは居住費部分。65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、①医療の必要性の低い

者(表中のA)は、居住費の標準負担額を1日320円から370円に、②医療の必要性の高い者(表中のB)は、1日0円から200円に引き上げとなる。ただし指定難病患者(表中C)は、所得状況に関わらず引き続き1日0円となる。

また、食費及び居住費を減額することで生活保護を必要としない状態になる者(境界層該当者)についての基準も変更され、該当者については限度額適用・標準負担額減額認定証に「境界層該当」の表示がされ、1食100円、1日0円の食費及び居住費を適用する。

なお、2018年4月には入院時食事療養費の標準負担額(低所得者以外)の引き上げ(1食当たり360円→460円)と

生活療養標準負担額の変更点(2017年10月の変更点)

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費部分(1日あたり)
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	320円→370円
B	医療の必要性の高い者*1 (C以外の者)	0円→200円
C	指定難病患者*2	0円

ともに、入院時生活療養費の標準負担額についても食費及び居住費の一部引き上げが行われる予定となっている。

*1 医療の必要性の高い者とは、①療養病棟入院基本料の入院基本料A、B、C、D、E、Fを算定する者、②有床診療所療養病床入院基本料の入院基本料A、B、Cを算定する患者、③回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者、④短期滞在手術等基本料2を算定する患者。
*2 難病法に定める指定難病の患者

2016年度決算報告

8月25日に会計監査が行われ適正であるとの報告を受け、8月28日の理事会にて2016年度決算が承認された。2016年度は歳入小計が94,561,127円、歳出小計が97,745,509円となり期間内収支

差額はマイナス3,184,382円となった。主な要因として、通常6人体制の事務局員が10月より7人体制で行っていた為、人件費が増加したこと等が影響している。なお現在事務局員は6人体制に戻っている。来年度への繰越金は77,252,909円となった。

理事会便り 8月28日の討議と決定事項

長野佐久松本伊那の4地区結ぶweb会議で開催 19:30~21:30出席役員:宮沢会長代行、市川、野口各副会長、奥山、池上、林、三田、河原田、後藤、布山各常任理事。議長、布山常任理事

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認...7月度理事会の

■保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の内科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。8/1~8/31間は、内科3件、歯科2件。(氏名敬称略)

議事要録を承認。

2. 会務報告・会計報告...7月~8月会務報告。4月、5月の会計報告を承認。◇7月度組織拡大は

入会5名、退会3名の増減2名、年度内増減はマイナス1名。◇外来環施設基準研修会に19医療機関32名参加。◇指導監査実施状況報告書については内科、歯科それぞれ検討する。◇国保保険料調査まとまる、社保協国保部会で9月に運営委員会の傍聴並びに第2回県出前講座の実施を予定している。◇保険でより良い歯科医療を長野連絡会代表について、連絡会会議より宮沢会長代行を代表に推薦したいとの依頼があり承認。

■医療運動の関係

1. 医療情勢・安倍政権の支持率低下、民進党の代表選、診療報酬・介護報酬改

グループ保険の配当金について

県保険医協会運営の「グループ保険」は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年毎に収支計算を行い、剰余金が発生した場合には配当金として加入者の先生方へお返ししています。2016年度(2016年8月1日~2017年7月31日)につきまして

は、17.0962%の配当率が確定しました。10月16日に送金事務手数料等を差し引いた上で県保険医協会より引落口座へ送金を予定しておりますので、後日送付致します「配当金送金のご案内」で内容をご確認頂きますようお願い致します。



講習会のご案内

医療安全管理対策

患者からのクレーム、医療機関内での転倒、院内感染等の事例や対応を独自の映像を使用して解説します

日時 10月15日(日) 13:00~14:45

講師 阪本 晃弘氏 (医業経営コンサルタント)

対象者 医師・歯科医師

新規開業医の為の個別指導対策

指導マニュアル(厚労省内部資料)で個別指導の流れを知り、最近の指摘事項から見る日常診療(カルテ記載)の留意点等を解説します

日時 10月15日 15:00~17:00

対象者 開設者又は管理者である医師(開業後3年以内)、開業予定の医師(又はその配偶者の方)

※開業後3年以上経過されていてもご参加いただけますが、講習は新規開業医を対象とした内容となります

各講習会共通事項

定員 40名(先着順、定員に達し次第締め切り)

参加費 保険医協会会員 無料

未入会の方 1講習3,000円(両方参加される場合は5,000円) ※当日入会されると無料となります

場所 メトロポリタン長野3F

〒380-0824 長野市南石堂町1346(JR長野駅隣接)

申込みは本紙同封の申込書にてお申込ください

定、遠隔診療に対する保団連の方針、歯科診療報酬改善、国保都道府県単位化の動向、地域医療構想、集团的個別指導の平均点数開示などについて報告、討議。

2. 会員署名及びクイズチラシ等...クイズチラシについて、再校について特に意見はなく了承。取組方法として、開業医会員に対してはチラシ30枚、ティッシュ見本1枚を配布、料金受取払いとするが、回収ボックスも提供して協力を訴える。

3. 生活保護医療券の受給者番号固定化の要請...長野県内の福祉事務所に生活保護医療券の運用の聞き取り調査を行ったところ、毎月受給者番号が変更となっている福祉事務所が市では8、郡はすべてであることが判明した。◇医療機関の事務手続きの簡素化のためにも、県及び福祉事務所に対して通知に基づき固定化するよう要望することとした。また、その他生活保護行政にかかる要望があれば要請していく。

4. 社会保障と財源論...保団連の財源に関

する3つの提案、その他社会保障と財源についていくつかの論文を紹介したうえで討議した。◇応能負担と所得再配分を基礎に、大企業への適正課税等については共通の認識、GDPで経済を測ることやプライマリバランス黒字化方針の問題点の指摘などについて議論。資料を揃え引き続き議論を深めることとした。

■共済普及・組織拡大

秋の共済及び組織拡大対策について、目標及び計画を承認。9月以降の訪問活動を強める。また、長野新聞等へ先輩からのアドバイスなどの掲載を検討する。

■北信越ブロック会議

ブロック会議後の事務局会議のまとめを報告。内科では長野が中心となり在宅医療要求を引き続き追及。次回開催場所については改めて長野としての意見を協議する。

長野県保険医協会の会員数

9月1日現在1,339名(内科741、歯科598名)

	診療科名※1	郵便番号		電話	開設者・管理者※2	従事者※3	病床	指定日※4
ふじた形成外科・皮膚科クリニック	形外皮	390-8560	松本市中央4丁目9番51号イオンモール松本晴庭3F	0263-87-2248	個人・藤田 研也	常勤1	無	2017/9/1
仲ノ町診療所	内リハ	395-0021	飯田市仲ノ町1丁目2番地	0265-49-3083	[開]社会法人 栗山会 理事長 千葉 恭 [管]長沼 邦明	常勤1 非常勤2	無	2017/9/1
ライフクリニック 藤科	内他小 消化器内科	391-0213	茅野市豊平3317-1	0266-77-2050	個人・麻植 ホルム正之	常勤1	無	2017/9/1
ひまわり歯科クリニック	歯 小歯 歯外 矯正	390-8560	松本市中央4丁目9番51号イオンモール松本晴庭3F	0263-87-0339	個人・五味 奈美	常勤1	無	2017/9/1
さなだ歯科	歯 小歯	386-2201	上田市真田町長6332	0268-71-7041	個人・眞田 秀子	常勤1	無	2017/9/1

※1診療科名は略記載。※2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。※3従事者の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。※4指定期間は指定日より6年。